

大分県高圧ガス容器管理指針

一般社団法人大分県高圧ガス保安協会
監修：大分県生活環境部防災局消防保安室

1. 目的

この指針は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号、以下「法」という。）に基づき、高圧ガスを取り扱う事業者及び関係団体による高圧ガスの容器の適正な取り扱いと販売・消費等に関する自主保安活動を促進し、もって高圧ガスによる事故の発生を防止することを目的とする。

2. 適用範囲

この指針は、大分県内において容器(法第 4 1 条に規定する容器をいう。)により高圧ガスを販売及び消費する者並びに関係する団体に適用する。

3. 用語の定義

この指針において次の各号に掲げる用語の定義は、法及び関係政省令等の定めによるほか、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 供給事業者
高圧ガスを販売する者
- (2) 消費事業者
高圧ガスを消費する者
但し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)に規定する「一般消費者等」を除く。
- (3) 関係団体
一般社団法人大分県高圧ガス保安協会及びその他の高圧ガス保安団体
- (4) 放置容器等
現に所有者又は消費者が管理していない状態にある容器及び刻印等が判読できない等の理由により、所有者及び内容物等が不明な状態の容器。

4. 供給事業者がとるべき措置

供給事業者は、法の規定を遵守する他、次の措置を講じ事故防止に努める。

- (1) 容器管理の徹底
常に容器の受け入れ及び引き渡し先を明確にした容器管理台帳を備え、消費事業者への確認を含め容器の所在管理を徹底する。
- (2) 安全情報の提供
高圧ガスを安全に消費するための容器及び高圧ガス設備に関する適切な情報を消費事業者に提供する。
特に、アセチレン、酸素、空気などの消費事業所に対しては、周知文書等により高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項の周知を徹底し、周知の記録を容器引き渡し先保安台帳に記入する。

(3) 消費事業者への助言

消費事業者の消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用の方法等を年に1回以上調査し、必要に応じて容器（耐圧期限の遵守や腐食による破裂の危険性等）及び高圧ガスの消費に対して安全確保のために必要な助言を行う。

(4) 保安教育の実施

高圧ガスを取扱う従業者に対して、年に1回以上高圧ガスの保安に関する教育を実施する。

(5) 緊急連絡体制の整備

危険時及び事故発生時等に関係機関へ速やかに通報等が行えるよう、連絡体制を整備するとともに、従業者に周知・徹底する。

(6) 容器貸与の返却

容器は原則として貸与し、消費事業者に返却が必要である旨を明示する。

(7) 容器所有者の識別

容器には、法に規定された所有者刻印等とは別に、その容器の所有者名表記等により、所有者を明確に識別できるようにする。

(8) 容器の適正管理

引き渡し後、6か月以上継続して消費事業所に留置しない。6か月以上使用を継続する場合は、消費事業者と容器の使用及び保管状況について情報共有し、適正に管理を行うとともに、ガスが残っている容器を含め1年以内に回収するよう努める。

(9) 使用済み容器の回収

使用済みの容器は、速やかに回収する。

なお、自社取扱い容器以外の容器であっても、消費事業者から容器の回収依頼があった場合は、容器状態等を十分確認したうえで回収する。この場合、回収した自社取扱い容器以外の容器は、可能な限り所有者に返却する措置をとり、返却ができない場合は、関係団体に連絡する。

(10) 講習会への参加

関係団体が開催する講習会等に積極的に参加し、最新の保安情報を入手する。

(11) 放置容器等発見時の措置

放置容器等を発見した場合又は消費事業者等から放置容器等を発見した旨の通報を受けた場合は、必要に応じて回収するなど、適切な措置を講ずる。

5. 消費事業者がとるべき措置

消費事業者は、法の規定を遵守する他、次の措置を講じ事故防止に努める。

(1) 容器管理責任者の選任等

事業所ごとに容器の管理責任者を選任するとともに、作業開始時及び作業終了時など、定期的に容器の管理状況を確認する。

(2) 容器管理台帳の作成

容器管理台帳を作成し、常に容器の受け払い状況及び所在等を管理する。

なお、容器が盗難・喪失等により所在不明になった場合は、速やかに供給事業所へ報告し、県に「事故届」を提出する。

- (3) 適正な貯蔵量の遵守
容器は容器置場に貯蔵し、必要量以上の容器を貯蔵しない。
- (4) 容器の適正管理
使用済み容器は、直ちに供給事業者に戻却する。6 か月以上使用する場合は供給事業者と容器の使用状況等について情報共有し、適正に管理を行うとともに、ガスが残っている容器であっても供給事業者の行う回収に協力する。
- (5) 定期点検の実施
容器及び付属設備（配管、ホース、調整器等）は、年に 1 回以上点検等を実施し、安全上問題がないことを確認する。
- (6) 保安体制の整備
供給事業者等から容器及び高圧ガスの設備の保安に関する情報提供を受けた場合に、事業所内で当該情報を共有できる体制を整備する。
- (7) 供給事業者からの助言に対する対応
供給事業者から容器及び高圧ガスの消費に対する助言を受けた場合は、必要に応じて速やかに改善し、安全確保に努める。
- (8) 緊急連絡体制の整備
危険時及び事故発生時等に関係機関へ速やかに通報等が行えるよう、連絡体制を整備するとともに、従業者に周知・徹底する。
- (9) 講習会への参加
関係団体が主催する講習会に積極的に参加し、最新の保安情報を入手する。
- (10) 保安教育の実施
高圧ガスを取扱う従業者に対して、年に 1 回以上高圧ガスの保安に関する教育を実施する。
- (11) 放置容器等発見時の措置
放置容器等を発見した場合、自ら処理することなく、供給事業者又は関係団体に通報するなど、適切な措置を講ずる。

6. 関係団体がとるべき措置

関係団体は、次の措置を講じるように努める。

- (1) 保安に関する情報の提供等
供給事業者及び消費事業者に対し、講習会等を通じて高圧ガスの保安に関する情報を提供し、周知・啓発を図る。
- (2) 県との情報共有
供給事業者及び消費事業者へ提供する保安情報について、必要に応じて県と協議し、周知・啓発を行う。
- (3) 放置容器等の処理体制の確立
放置容器等を迅速かつ適正に処理するため、放置容器等を発見した者から速やかに通報を受ける体制の確立及び放置容器等の処理体制を整備するとともに、これらについて関係者へ周知する。

附 則

この指針は 2025 年 8 月 1 日から施行する。